

## 岩手県監査委員告示第31号

包括外部監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

### 1 外部監査の種類

平成29年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について

### 3 監査委員告示

平成30年3月2日付け岩手県監査委員告示第16号

### 4 岩手県公安委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

平成29年度包括外部監査の結果に係る措置状況について 平成30年4月5日

### 5 指摘事項及び措置内容

#### （1）指摘事項

##### ア 火薬類運搬証明書の記載事項の訂正について（火薬類運搬証明書交付手数料）

火薬類運搬証明書の交付に当たり、重要な記載事項である火薬類の数量、到達場所について二重線を引き、公安委員会の訂正印を押印して訂正しているものがあった。

火薬類運搬証明書の素案について内容の確認・照合が必ず行われる仕組みを定着させることが必要である。それでもなお交付時に証明書に誤りが発見されるような場合には、軽微な語句等の誤りを除き、再度回議し、専決すべきである。

##### イ 火薬類運搬届出書の日付の誤りについて（火薬類運搬証明書交付手数料）

火薬類運搬届出書の日付に誤りがあることに気づいて署内で注意喚起したものの、証明書の交付時にそれを看過し、申請者からの訂正を受けなかったものがあった。

届出書の受付段階で看過しないようにするとともに、回議による注意喚起事項については、伝達方法を統一する等、確実に書類に反映される仕組みを構築すべきである。

#### （2）措置内容

##### ア 火薬類運搬証明書の記載事項の訂正について（火薬類運搬証明書交付手数料）

平成30年2月27日に部内通知を発出し、「決裁書類の確実な点検と訂正の徹底について」指示したほか、指摘のあった盛岡東警察署では、指摘後、作成者と決裁者が誤記載を防止するため、蛍光ペンを活用した照合など決裁書類を細部まで点検することとした。

##### イ 火薬類運搬届出書の日付の誤りについて（火薬類運搬証明書交付手数料）

平成30年2月27日に部内通知を発出し、「決裁書類の確実な点検と訂正の徹底について」指示したほか、指摘のあった盛岡東警察署では、訂正箇所訂正内容を記載した付箋を添付し担当者へ伝達を徹底するとともに、担当者に対しては、確実な訂正の徹底について個別指導を実施した。